

## 企業職員の給与に関する規程

（昭和53年10月 7日 規程第5号）

改正	昭和53年12月 9日 規程第11号	改正	昭和54年12月11日 規程第 7号
改正	昭和55年12月 8日 規程第 4号	改正	昭和56年12月25日 規程第 3号
改正	昭和57年 4月 1日 規程第 2号	改正	昭和57年 6月 3日 規程第 5号
改正	昭和58年12月 6日 規程第 6号	改正	昭和59年12月14日 規程第 5号
改正	昭和60年 4月 1日 規程第 9号	改正	昭和60年12月28日 規程第14号
改正	昭和61年 8月 1日 規程第 3号	改正	昭和61年12月23日 規程第 4号
改正	昭和62年12月24日 規程第 1号	改正	昭和63年 4月 1日 規程第 1号
改正	昭和63年12月23日 規程第 3号	改正	平成元年12月22日 規程第 2号
改正	平成 2年12月25日 規程第 1号	改正	平成 3年 3月28日 規程第 6号
改正	平成 3年12月25日 規程第11号	改正	平成 4年12月28日 規程第 3号
改正	平成 4年12月28日 規程第 4号	改正	平成 5年 3月30日 規程第 1号
改正	平成 5年12月27日 規程第 5号	改正	平成 6年12月26日 規程第 2号
改正	平成 7年12月25日 規程第 1号	改正	平成 8年 3月27日 規程第 1号
改正	平成 8年12月25日 規程第 3号	改正	平成 9年12月25日 規程第 6号
改正	平成10年12月24日 規程第 2号	改正	平成11年12月27日 規程第 3号
改正	平成12年 3月27日 規程第 6号	改正	平成13年 3月26日 規程第 4号
改正	平成13年12月25日 規程第 8号	改正	平成14年12月 5日 規程第 4号
改正	平成15年11月28日 規程第 2号	改正	平成17年10月31日 規程第 2号
改正	平成17年12月 1日 規程第 4号	改正	平成18年12月29日 規程第 3号
改正	平成19年12月26日 規程第 5号	改正	平成20年 6月26日 規程第 2号
改正	平成21年11月27日 規程第 3号	改正	平成22年12月28日 規程第 3号
改正	平成23年 3月25日 規程第 2号	改正	平成24年 3月26日 規程第 4号
改正	平成24年11月30日 規程第 7号	改正	平成26年11月26日 規程第 1号
改正	平成27年 3月25日 規程第 1号	改正	平成28年 2月 4日 規程第 1号
改正	平成28年11月30日 規程第 3号	改正	平成30年 1月31日 規程第 2号
改正	平成31年 2月 1日 規程第 1号	改正	令和 2年 1月27日 規程第 1号
改正	令和 4年11月28日 規程第 5号	改正	令和 5年11月28日 規程第 3号
改正	令和 7年 1月30日 規程第 1号	改正	令和 8年 1月30日 規程第 1号

### （目的）

第1条 この規程は、職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和53年条例第4号。以下「条例」という。）の規定に基づき、北空知広域水道企業団企業職員（以下「職員」という。）の給与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### （用語の意義）

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）「昇格」とは、職員の職務の級を同一給料表の上位の職務の級に変更することをいう。
- （2）「降格」とは、職員の職務の級を同一給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- （3）「経験年数」とは、職員が職員として同種の職務に在職した年数（この規程においてその年数に換算された年数を含む。）をいう。
- （4）「必要経験年数」とは、職員の職務の級を決定する場合に必要な経験年数をいう。
- （5）「在級年数」とは、職員が同一の職務の級に引続き在職した年数をいう。
- （6）「必要在級年数」とは、職員の職務の級を決定する場合に必要な1級下位の職務の級における在級年数をいう。

### （給料）

第3条 給料は、職員の服務に関する規程（昭和53年規程第3号。以下「服務規程」という。）

第8条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当を含まないものとする。

### （給料表）

第4条 給料表は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、企業長が定める職にある職員の給料月額については、別に定める。  
(職務の級の標準的な職務の内容)

第5条 条例第3条第2項に規定する職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第2に定めるとおりとし、これらに掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

2 職員を職務の級に格付けする場合において、任用上やむを得ない事情があるときは、別表第2に掲げる標準的な職務の内容にかかわらずその者の職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務とみなして、分類される職務の級の1級上位の職務の級に決定することができる。

3 職員を職務の級に格付けする場合において、他の職員との均衡上、又はその他の事由により必要と認める場合は、別表第2の定めにかかわらず、暫定的に1級下位の職務の級に決定することができる。

(学歴免許等の資格区分)

第6条 この規程において、学歴免許等の資格区分を適用する場合は、学歴免許等資格区分表（人事院規則9—8、別表第3）に定める区分による。ただし、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格の区分によること、その者に有利である場合には、その区分によることのできる。

(初任給)

第7条 新たに職員となった者の初任給は、別に定めるものを除くほか、初任給基準表（別表第3）に規定する級号俸とする。ただし、その職員がその職務について有用な学歴、免許、経験等をその職務の最低限度の資格をこえて有する場合においては、それより上位の号俸に決定することができる。

(修学年数による初任給の調整)

第8条 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許欄の学歴免許等の資格に対して、修学年数調整表（人事院規則9—8、別表第5）に調整年数が定められている学歴免許等の資格を有する者の初任給基準表の適用については、その者の受けるべき初任給基準表に掲げる号俸の号数に、その加える年数、又は減ずる年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）の数に4を乗じて得た数を加減して得た数を号数とする号俸をもって、同表の初任給欄の号俸とする。

(経験年数による初任給の調整)

第9条 前2条の規定を適用する場合に用いられた学歴、免許等の資格を取得した後、経験年数（経験年数換算表（別表第4）によって換算された年数を含む。）を有する職員については、前2条の規定によりその者の受けるべき号俸の号数に経験年数の月数を12月（その者の経験年数のうち5年を超える経験年数（職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であって企業長の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して企業長が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、18月）で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に4（新たに職員となった者が給料表の適用を受けその職務の級が7級であるときは3）を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号俸（企業長の定める者にあつては、当該号俸の数に3を超えない範囲内で企業長の定める数を加えて得た数を号数とする号俸）をもって、その者の初任給として受けるべき号俸とすることができる。

(特殊技術者等の初任給)

第10条 新たに職員を特殊の技術、経験等を必要とする職に採用しようとする場合において、前3条の規定によるとその採用が著しく困難になると認められるときは、これらの規定にかかわらず、他の職員との均衡を考慮してその者の初任給を決定することができる。

(昇格の基準)

第11条 職員を給料表の3級以上の職務の級に昇格させるときは、あらかじめ企業長の承認を得て、その他の職務の級に昇格させるときは、別表第5の級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数に達しているとき、その者の資格に応じ、1級上位の職務の級に昇格させることができる。

2 前項の規定による昇格は、現に属する職務の級に2年以上在級していなければならない。ただ

し、職務の特殊性等により特に昇格させる必要がある場合で、あらかじめ企業長の承認を得たときは、この限りでない。

（昇格の場合の号俸）

第12条 職員を昇格させた場合におけるその者の号俸は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号俸に対応する別表第6に定める昇格時号俸対応表の昇格後の号俸欄に定める号俸とする。ただし、同表に定めのないものの昇格後の給料表、職務の級及び号俸は、企業長が別に定める。

2 職員を昇格させた場合で、当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

（降格の場合の号俸）

第13条 職員を降格させた場合におけるその者の号俸は、降格した日の前日に受けていた号俸と同じ額の号俸（同じ額の号俸がないときは、直近下位の額の号俸）とする。

2 職員を降格させた場合で、当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 前2項の規定により職員の号俸を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、別にその者の号俸を決定することができる。

（昇給の基準）

第14条 職員の昇給は、職員が現に受けている号給を受けるに至ったときから、12月を下らない期間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員（55歳を超える職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸とすることを標準として企業長の定めるところにより、決定するものとする。

3 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

4 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

（昇給日）

第15条 条例第7条第1項の規定で定める日は、第16条に定めるものを除き、毎年1月1日（以下「昇給日」という。）とする。

（特別の場合の特別昇給）

第16条 勤務成績が特に良好な職員が生命をとして職務を遂行し、そのため危篤となり、又は著しい障がいの状態となった場合その他特に必要と認められる場合には、あらかじめ企業長の承認を得て、企業長の定める日に、条例第7条第1項の規定による昇給をさせることができる。

（号俸又は給料月額の特例）

第17条 現に職員である者が、上位の号俸を初任給として受けるべき資格を取得するに至った場合においては、その者の号俸を初任給として受けるべき号俸に達するまで上位に決定することができる。

2 初任給の基準の改正に伴い、新たに当該基準の適用を受けることとなる職員との均衡上必要があると認められる職員についてはその者の号俸を上位に決定することができる。

（復職等における給料月額の調整）

第18条 企業長は、休職（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第55条の2第1項ただし書きの許可を受けた場合を含む。）、休暇及び交通事故（道路交通法違反を含む。）等により処分を受けた職員の給料月額を調整することができる。

2 前項の規定により給料月額の調整を行うときは、あらかじめ、次の各号に掲げる基準により行うものとし、別表第7に定める休職期間等調整換算表により換算して得た期間（以下「調整期間」という。）を引き続き勤務したものとみなして昇給の場合に準じて企業長の定める日においてこれを調整する。

（1）処分を受けた日又は復職及び再び勤務に復した日から満3年を良好な成績で勤務し、かつ他の職員との均衡上必要があると認めるとき。

（2）他の職員との均衡上必要があると認めるとき。

（給料の支給方法等）

第19条 給料の計算期間は、月の初日から末日までとし、その支給定日はその月の21日とする。

2 前項の支給日が、休日、日曜日、又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で休日、日曜日、又は土曜日でない日を支給日とする。ただし、企業長が必要と認める場合は、支給定日を変更することができる。

3 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給その他の事由により給料月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

4 職員が退職したときは、その日まで給料を支給し、死亡したときは死亡した日の属する月の給料の全額を支給する。

（休職その他の場合における給料の日割計算）

第20条 職員が休職を命ぜられ、停職処分又は育児休業の承認を受け、若しくは無給休暇を与えられた場合は、その翌日から休職、停職又は育児休業若しくは無給休暇の終了により職務に復帰した場合は、その日から日割によって給料を停止又は支給する。

（給与の減額）

第21条 職員が勤務しないときは、休日等がある場合、休暇による場合その他の勤務しないことにつき特に承認のあった場合（組合休暇の許可を受けた場合を除く。）を除くほか、その勤務しない1時間につき、別に規定する勤務1時間当りの給与額を減額して給与を支給する。

2 服務規程別表第3第1項に規定する療養休暇のうち、負傷（公務上の負傷及び通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）による負傷を除く。）若しくは疾病（公務上の疾病及び通勤による疾病を除く。）により休暇を与えた場合であって、勤務を要しない日及び休日を含めて、結核性疾患、脳血管疾患、悪性新生物、心疾患及び高血圧性疾患にあつては1年を、その他の私傷病にあつては90日をこえて引き続き勤務しないときは、給料を半減する。

3 前項の規定により、減額する給与額を当該月分の給料から差引くことができないときは翌日以降の給料から差引いて支給する。ただし、退職、休職等の場合において減額すべき給与額が給料から差し引くことができないときは、この規程に基づくその他の未支給の給与から差し引くことができる。

4 第1項に規定する時間数は、その給与期間の全時間数によって計算するものとし、端数を生じた場合は、別に定めるところにより計算する。

（非常勤職員等の給与）

第22条 非常勤職員、任用期間の定めのある常勤職員の給与については、任用期間の定めのない常勤職員の給与との均衡を考慮して、企業長が別に定める。

（休職者の給与）

第23条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項第1号に掲げる事項に該当して休職にされたときは、その休職期間中、給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患、脳血管疾患、悪性新生物、心疾患及び高血圧性疾患にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職期間が満2年に達するまでは、給料・扶養手当・住居手当・期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が、前2項以外の心身の故障により、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、給料・扶養手当・住居手当・期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給料・扶養手当の100分の60以内を支給することができる。

5 職員が職員の分限及び懲戒に関する条例（平成13年条例第3号）第4条に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職期間中、給料・扶養手当・住居手当・期末手当及び寒冷地手当のそれぞれを、次の各号に掲げる割合で支給することができる。

（1）同条第1号による休職

- ア 企業団の要請に職員が応じた場合 100分の100以内
  - イ 職員の希望に企業団が応じた場合 100分の70以内
- (2) 同条第2号による休職
- ア その原因である災害が公務上の場合 100分の100以内
  - イ その原因である災害が公務外の場合 100分の70以内
- 6 法第28条の規定により、休職にされた職員には、他に特別の定めがない限り前4項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 7 第2項又は第3項に規定する職員が当該各項に規定する期間内で手当規程第38条に規定する基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、手当規程第41条の規定による支給日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、手当規程第39条第2号及び第3号に掲げる職員については、期末手当を支給しない。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、手当規程第38条の規定を準用する。この場合において、同条中「前条第1項後段」とあるのは、「給与規程第39条第7項」と読み替えるものとする。
- 9 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。  
(給与からの控除)
- 第24条 法律により特に認められた場合のほか、職員の支払うべき次の各号に該当する金額は、毎月給料その他の給与を支給する際、職員の給与から控除してこれを職員に代わって払い込むことができる。
- (1) 条例及び規程等に基づく市町に納付すべきもののうち企業長が適当と認める金額
  - (2) 北空知広域水道企業団職員福利厚生会等の職員互助会の掛金
  - (3) 北空知広域水道企業団職員福利厚生会等の職員互助会に対して支払うべき掛金以外の金額
  - (4) 団体取扱いに係る生命保険及び損害保険の保険料
  - (5) 法第53条の規定により登録された職員団体の組合費
  - (6) その他企業長が適当と認めるものの金額
- (給料の訂正)
- 第25条 職員の給料の決定に誤りがあり、任命権者がこれを訂正しようとする場合において、あらかじめ企業長の承認を得たときは、その訂正を将来にむかって行うことができる。  
(補則)
- 第26条 この規程により難い事情があると認められるときは、別に企業長が定めるところによる。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規程は、平成19年1月1日から施行する。ただし、第9条の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。  
(特定の職務の級の切替え)
- 2 この規程の施行の日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が、附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。  
(号俸の切替え)
- 3 切替日の前日において企業職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、次項から附則第5項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間（企業長の定める職員にあっては、企業長の定める期間。附則別表第2において「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号俸とする。ただし、他の職員との権衡上必要があると認められるときは、企業長の定めるところによ

り、必要な号俸の調整を行うことができる。

（職務の級における最高の号俸を超える給料月額等の切替え）

4 切替日の前日において給料表に定める職務の級における最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号俸又は給料月額は、企業長が別に定める。

（切替日前の異動者の号俸の調整）

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び企業長の定めるこれに準ずる職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、企業長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

6 附則第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、この規程による改正前の給与条例及びこれらに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給料の切替えに伴う経過措置）

7 平成19年1月1日から平成19年12月31日までの期間（以下「経過措置期間」という。）にあっては、切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員（企業長の定める職員を除く。）には、給料月額のほか、次に掲げる第1号の額と第2号の額を合計した額から第3号の額を差し引いた額を給料として支給する。

（1）切替日の前日において受けていた給料月額

（2）切替日に受ける号俸の当該級の最高号俸を限度に4号俸（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるものにあつては3号俸）上位の号俸の給料月額から切替日の前日において受けていた給料月額を減じた額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）

（3）切替日において受ける給料月額

8 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、企業長の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

9 経過措置期間に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、企業長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

10 前3項の規定による給料を支給される企業職員の手当に関する規程（以下「手当規程」という。）第38条第4項（手当規程第40条第5項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、手当規程第38条第4項中「給料の月額」とあるのは「給料の月額と企業職員の給与に関する規程の全部を改正する規程（平成18年規程第3号）附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（企業長への委任）

11 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。

附則別表第1 職務の級の切替表（附則第2項関係）

旧 級	新 級
1 級	1 級
2 級	
3 級	2 級
4 級	3 級
5 級	
6 級	4 級
7 級	5 級
8 級	6 級
9 級	7 級

附則別表第2 号俸の切替表（附則第3項関係）

給料表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	3月未満				1	1	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満				2	1	6	1	1	1	1
	6月以上9月未満				3	1	7	1	1	1	1
	9月以上12月未満				4	1	8	1	1	1	1
	12月以上				5	1	9	1	1	1	1
2	3月未満		1	2	5	1	9	1	1	1	1
	3月以上6月未満		2	2	6	2	10	1	1	1	1
	6月以上9月未満		3	2	7	3	11	1	1	1	1
	9月以上12月未満		4	2	8	4	12	1	1	1	1
	12月以上		5	2	9	5	13	1	1	1	1
3	3月未満		5	2	9	5	13	1	1	1	1
	3月以上6月未満		6	3	10	6	14	2	1	1	1
	6月以上9月未満		7	3	11	7	15	3	1	1	1
	9月以上12月未満		8	3	12	8	16	4	1	1	1
	12月以上		9	3	13	9	17	5	1	1	1
4	3月未満		9	3	13	9	17	5	1	1	1
	3月以上6月未満		10	3	14	10	18	6	2	1	1
	6月以上9月未満		11	3	15	11	19	7	3	1	1
	9月以上12月未満		12	3	16	12	20	8	4	1	1
	12月以上		13	3	17	13	21	9	5	1	1
5	3月未満		13	3	17	13	21	9	5	1	1
	3月以上6月未満		14	3	18	14	22	10	6	2	1
	6月以上9月未満		15	3	19	15	23	11	7	3	1
	9月以上12月未満		16	4	20	16	24	12	8	4	1
	12月以上		17	4	21	17	25	13	9	5	1
6	3月未満		17	4	21	17	25	13	9	5	1
	3月以上6月未満		18	4	22	18	26	14	10	6	2
	6月以上9月未満		19	4	23	19	27	15	11	7	3
	9月以上12月未満		20	4	24	20	28	16	12	8	4
	12月以上		21	4	25	21	29	17	13	9	5
7	3月未満		21	4	25	21	29	17	13	9	5
	3月以上6月未満		22	4	26	22	30	18	14	10	6
	6月以上9月未満		23	4	27	23	31	19	15	11	7
	9月以上12月未満		24	4	28	24	32	20	16	12	8
	12月以上		25	4	29	25	33	21	17	13	9
8	3月未満		25	4	29	25	33	21	17	13	9
	3月以上6月未満		26	5	30	26	34	22	18	14	10
	6月以上9月未満		27	5	31	27	35	23	19	15	11
	9月以上12月未満		28	5	32	28	36	24	20	16	12
	12月以上		29	5	33	29	37	25	21	17	13
9	3月未満		29	5	33	29	37	25	21	17	13
	3月以上6月未満		29	5	34	30	38	26	22	18	14
	6月以上9月未満		30	5	35	31	39	27	23	19	15
	9月以上12月未満		30	5	36	32	40	28	24	20	16
	12月以上		31	5	37	33	41	29	25	21	17
10	3月未満		31	5	37	33	41	29	25	21	17
	3月以上6月未満		31	5	38	34	42	30	26	22	18
	6月以上9月未満		32	5	39	35	43	31	27	23	19
	9月以上12月未満		32	6	40	36	44	32	28	24	20
	12月以上		33	6	41	37	45	33	29	25	21
11	3月未満		33	6	41	37	45	33	29	25	21
	3月以上6月未満		33	6	42	38	46	34	30	26	22
	6月以上9月未満		33	6	43	39	47	35	31	27	23
	9月以上12月未満		34	6	44	40	48	36	32	28	24
	12月以上		34	6	45	41	49	37	33	29	25
12	3月未満		34	6	45	41	49	37	33	29	25
	3月以上6月未満		34	6	46	42	50	38	34	30	26
	6月以上9月未満		35	6	47	43	51	39	35	31	27
	9月以上12月未満		35	6	48	44	52	40	36	32	28
	12月以上		35	6	49	45	53	41	37	33	29
13	3月未満		35	6	49	45	53	41	37	33	29
	3月以上6月未満		36	7	50	46	54	42	38	34	30
	6月以上9月未満		36	7	51	47	55	43	39	35	31
	9月以上12月未満		36	7	52	48	56	44	40	36	32
	12月以上		37	7	53	49	57	45	41	37	33
14	3月未満		37	7	53	49	57	45	41	37	33
	3月以上6月未満		37	7	54	49	58	46	42	38	34
	6月以上9月未満		37	7	55	50	59	47	43	39	35
	9月以上12月未満		37	7	56	50	60	48	44	40	36
	12月以上		38	7	57	51	61	49	45	41	37
15	3月未満		38	7	57	51	61	49	45	41	37
	3月以上6月未満		38	7	58	51	62	50	46	42	38
	6月以上9月未満		38	7	59	52	63	51	47	43	39
	9月以上12月未満		38	8	60	52	64	52	48	44	40
	12月以上		39	8	61	53	65	53	49	45	41
16	3月未満		39	8	61	53	65	53	49	45	41
	3月以上6月未満		39	8	62	54	66	54	50	46	42
	6月以上9月未満		39	8	63	55	67	55	51	47	43

第3章 報酬、給与等（企業職員の給与に関する規程）

	9月以上12月未満	39	84	64	56	68	56	52	48	44
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45
17	3月未満		85	65	57	69	57	53	49	45
	3月以上6月未満		86	66	57	70	58	54	50	46
	6月以上9月未満		87	67	58	71	59	55	51	47
	9月以上12月未満		88	68	58	72	60	56	52	48
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49
18	3月未満		89	69	59	73	61	57	53	49
	3月以上6月未満		90	70	59	74	62	58	54	50
	6月以上9月未満		91	71	60	75	63	59	55	51
	9月以上12月未満		92	72	60	76	64	60	56	52
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53
19	3月未満		93	73	61	77	65	61	57	53
	3月以上6月未満		93	74	61	78	66	62	58	54
	6月以上9月未満		93	75	61	79	67	63	59	55
	9月以上12月未満		93	76	62	80	68	64	60	56
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61	57
20	3月未満			77	62	81	69	65	61	57
	3月以上6月未満			78	62	82	70	66	62	58
	6月以上9月未満			79	63	83	71	67	63	59
	9月以上12月未満			80	63	84	72	68	64	60
	12月以上			81	63	85	73	69	65	61
21	3月未満			81	63	85	73	69	65	61
	3月以上6月未満			82	64	86	74	70	66	62
	6月以上9月未満			83	64	87	75	71	67	63
	9月以上12月未満			84	64	88	76	72	68	64
	12月以上			85	65	89	77	73	69	65
22	3月未満			85	65	89	77	73	69	65
	3月以上6月未満			86	65	90	78	74	70	66
	6月以上9月未満			87	66	91	79	75	71	67
	9月以上12月未満			88	66	92	80	76	72	68
	12月以上			89	67	93	81	77	73	69
23	3月未満			89	67	93	81	77	73	69
	3月以上6月未満			90	67	94	82	78	74	70
	6月以上9月未満			91	68	95	83	79	75	71
	9月以上12月未満			92	68	96	84	80	76	72
	12月以上			93	69	97	85	81	77	73
24	3月未満			93	69	97	85	81	77	73
	3月以上6月未満			94	70	98	86	82	78	74
	6月以上9月未満			95	71	99	87	83	79	75
	9月以上12月未満			96	72	100	88	84	80	76
	12月以上			97	73	101	89	85	81	77
25	3月未満			97	73	101	89	85	81	77
	3月以上6月未満			98	73	102				
	6月以上9月未満			99	74	103				
	9月以上12月未満			100	74	104				
	12月以上			101	75	105				
26	3月未満			101	75	105				
	3月以上6月未満			102	75	106				
	6月以上9月未満			103	76	107				
	9月以上12月未満			104	76	108				
	12月以上			105	77	109				
27	3月未満			105	77					
	3月以上6月未満			106	78					
	6月以上9月未満			107	79					
	9月以上12月未満			108	80					
	12月以上			109	81					
28	3月未満			109	81					
	3月以上6月未満			110	82					
	6月以上9月未満			111	83					
	9月以上12月未満			112	84					
	12月以上			113	85					
29	3月未満			113						
	3月以上6月未満			114						
	6月以上9月未満			115						
	9月以上12月未満			116						
	12月以上			117						
30	3月未満			117						
	3月以上6月未満			118						
	6月以上9月未満			119						
	9月以上12月未満			120						
	12月以上			121						
31	3月未満			121						
	3月以上6月未満			122						
	6月以上9月未満			123						
	9月以上12月未満			124						
	12月以上			125						
32	3月未満			125						
	3月以上6月未満			125						
	6月以上9月未満			125						
	9月以上12月未満			125						
	12月以上			125						

附 則 （平成19年12月26日 規程第5号）

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正前の給与規程の規定に基づいて職員に支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則 （平成20年 6月26日 規程第2号）

- 1 財政事情等を考慮し、平成20年7月1日から平成23年6月30日までの間（以下「特例期間」という。）における職員の給料月額は、第4条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、特例期間において離職する職員の当該離職の日における給料月額は、減ずる前の額とする。

区 分	割 合
給料表の1級の適用を受ける職員	100分の3.4
給料表の2級の適用を受ける職員	100分の3.9
給料表の3級の適用を受ける職員	100分の4.4
給料表の4級の適用を受ける職員	100分の4.85
給料表の5級の適用を受ける職員	100分の5.5
給料表の6級の適用を受ける職員	100分の6
給料表の7級の適用を受ける職員	100分の6.5

- 2 前項の場合において、昇格した職員の給料月額が昇格前に比して減額となるときは、その減額となる期間に限り当該職員の昇格後の職務の級の給料月額から当該額に前項の規定に定める職務の級の1級下位の職務の級に該当する区分に応じる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。）を減じた額に、当該職員の昇格前の職務の級の給料月額から当該額に同項の規定に定める職務の級に該当する区分に応じる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。）を減じた額を加えた額の2分の1に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。）を当該職員の調整後の給料月額とする。
- 3 この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則 （平成21年11月27日 規程第3号）

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則 （平成22年12月28日 規程第3号）

この規程は、平成23年1月1日から施行する。

附 則 （平成23年 3月25日 規程第2号）

- 1 財政事情等を考慮し、平成23年7月1日から平成24年3月31日までの間における職員の給料月額は、第4条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、平成23年7月1日から平成24年3月31日までの間において離職する職員の当該離職の日における給料月額は、減ずる前の額とする。

区 分	割 合
給料表の1級の適用を受ける職員	100分の2.4
給料表の2級の適用を受ける職員	100分の2.9
給料表の3級の適用を受ける職員	100分の3.4
給料表の4級の適用を受ける職員	100分の3.85
給料表の5級の適用を受ける職員	100分の4.5
給料表の6級の適用を受ける職員	100分の5.0

給料表の7級の適用を受ける職員	100分の5.5
-----------------	----------

- 2 前項の場合において、昇格した職員の給料月額が昇格前に比して減額となるときは、その減額となる期間に限り当該職員の昇格後の職務の級の給料月額から当該額に前項の規定に定める職務の級の1級下位の職務の級に該当する区分に応じる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。）を減じた額に、当該職員の昇格前の職務の級の給料月額から当該額に同項の規定に定める職務の級に該当する区分に応じる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。）を減じた額を加えた額の2分の1に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。）を当該職員の調整後の給料月額とする。
- 3 この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則 （平成24年 3月26日 規程第4号）

- 1 財政事情等を考慮し、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間における職員の給料月額は、第4条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間において離職する職員の当該離職の日における給料月額は、減ずる前の額とする。

区 分	割 合
給料表の1級の適用を受ける職員	100分の2.4
給料表の2級の適用を受ける職員	100分の2.9
給料表の3級の適用を受ける職員	100分の3.4
給料表の4級の適用を受ける職員	100分の3.85
給料表の5級の適用を受ける職員	100分の4.5
給料表の6級の適用を受ける職員	100分の5.0
給料表の7級の適用を受ける職員	100分の5.5

- 2 前項の場合において、昇格した職員の給料月額が昇格前に比して減額となるときは、その減額となる期間に限り当該職員の昇格後の職務の級の給料月額から当該額に前項の規定に定める職務の級の1級下位の職務の級に該当する区分に応じる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。）を減じた額に、当該職員の昇格前の職務の級の給料月額から当該額に同項の規定に定める職務の級に該当する区分に応じる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。）を減じた額を加えた額の2分の1に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。）を当該職員の調整後の給料月額とする。
- 3 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 （平成24年11月30日 規程第7号）

- 1 財政事情等を考慮し、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間における職員の給料月額は、第4条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間において離職する職員の当該離職の日における給料月額は、減ずる前の額とする。

区 分	割 合
給料表の1級の適用を受ける職員	100分の1.4
給料表の2級の適用を受ける職員	100分の1.9
給料表の3級の適用を受ける職員	100分の2.4
給料表の4級の適用を受ける職員	100分の2.85

給料表の5級の適用を受ける職員	100分の3.5
給料表の6級の適用を受ける職員	100分の4.0
給料表の7級の適用を受ける職員	100分の4.5

- 2 前項の場合において、昇格した職員の給料月額が昇格前に比して減額となるときは、その減額となる期間に限り当該職員の昇格後の職務の級の給料月額から当該額に前項の規定に定める職務の級の1級下位の職務の級に該当する区分に応じる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。）を減じた額に、当該職員の昇格前の職務の級の給料月額から当該額に同項の規定に定める職務の級に該当する区分に応じる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。）を減じた額を加えた額の2分の1に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。）を当該職員の調整後の給料月額とする。
- 3 この規程は、平成25年1月1日から施行する。

附 則 （平成26年11月26日 規程第1号）

（施行期日）

- 1 この規程は、公表の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。  
（給与の内払い）
- 2 改正前の企業職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の企業職員の給与に関する規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則 （平成27年 3月25日 規程第1号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。  
（切替日前の異動者の号俸の調整）
- 2 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び企業長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、企業長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
（職務の級における最高の号俸を超える職員の号俸の切替え）
- 3 切替日の前日において別表第1の給料表の適用を受けていた職員の切替日の前日における号俸が、切替日において、職務の級における最高の号俸を超える場合は、当該職員の切替日における号俸は、その職務の級における最高の号俸とする。ただし、他の職員との権衡上必要があると認められるときは、企業長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
（給料の切替えに伴う経過措置）
- 4 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる者（企業長が定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 5 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には企業長の定めるところにより、同項の規定に準じて給料を支給する。
- 6 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、企業長の定めるところにより、前2項の規定に準じて給料を支給する。
- 7 前3項の規定による給料を支給される職員に関する手当規程第38条第5項（手当規程第40条第5項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、手当規程第38条第5項中「給料の月額」とあるのは、「給料月額と企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成27年規程第1号）附則第4項から第6項までの規定による給料の額との合計額」とする。

第3章 報酬、給与等（企業職員の給与に関する規程）

附 則 （平成28年 2月 4日 規程第1号）

（施行期日）

- 1 この規程は、公表の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。  
（給与の内払い）
- 2 改正前の企業職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の企業職員の給与に関する規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則 （平成28年11月30日 規程第3号）

（施行期日）

- 1 この規程は、公表の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。  
（給与の内払い）
- 2 改正前の企業職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の企業職員の給与に関する規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則 （平成30年1月31日 規程第2号）

（施行期日）

- 1 この規程は、公表の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。  
（給与の内払い）
- 2 改正前の企業職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の企業職員の給与に関する規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則 （平成31年2月1日 規程第1号）

（施行期日）

- 1 この規程は、公表の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。  
（給与の内払い）
- 2 改正前の企業職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の企業職員の給与に関する規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則 （令和2年1月27日 規程第1号）

（施行期日）

- 1 この規程は、公表の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。  
（給与の内払い）
- 2 改正前の企業職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の企業職員の給与に関する規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則 （令和4年11月28日 規程第5号）

（施行期日）

- 1 この規程は、公表の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。  
（給与の内払い）
- 2 改正前の企業職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の企業職員の給与に関する規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則 （令和5年11月28日 規程第3号）

（施行期日）

- 1 この規程は、公表の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。  
（給与の内払い）
- 2 改正前の企業職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の企業職員の給与に関する規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則 （令和7年1月30日 規程第1号）

（施行期日）

第1条 この規程は、公表の日から施行する。ただし、第1条の規定による改正後の企業職員の給与に関する規定（次条において「第1条改正後給与規程」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用し、第2条の規定による改正後の企業職員の給与に関する規程の規定は令和7年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正前の企業職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

（号俸の切替え）

第3条 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において企業職員の給与に関する規程別表第1の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号俸（同表において「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸（同表において「旧号俸」という。）に応じて同表に定める号俸とする。

（切替日前の異動者の号俸の調整）

第4条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び企業長の定めるこれに準ずる職員の新号俸については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との均衡上必要とみられる限度において、企業長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

附 則 （令和8年1月30日 規程第1号）

（施行期日）

第1条 この規程は、公表の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正前の企業職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

## 別表第1

## 給料表

(単位：円)

職員 区分	職務 の 級号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
	29	237,600	274,100	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400

44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700
45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000
46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100	
47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400	
48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700	
49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900	
50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200	
51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400	
52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700	
53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900	
54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200	
55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500	
56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800	
57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000	
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300	
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600	
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800	
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000	
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300	
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600	
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800	
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000	
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300	
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600	
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800	
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000	
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300	
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600	
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800	
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000	
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300		
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600		
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800		
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000		
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300		
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600		
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800		
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000		
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300		
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600		
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800		
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000		
86	266, 200	305, 800	355, 700				
87	266, 500	306, 100	356, 100				
88	266, 800	306, 400	356, 500				
89	267, 100	306, 700	356, 700				
90	267, 400	307, 000	357, 100				
91	267, 700	307, 300	357, 500				

92	268,000	307,600	357,900				
93	268,300	307,800	358,100				
94		308,000	358,400				
95		308,300	358,800				
96		308,700	359,100				
97		308,900	359,400				
98		309,200	359,800				
99		309,500	360,200				
100		309,900	360,600				
101		310,100	361,100				
102		310,400	361,500				
103		310,700	361,900				
104		311,000	362,300				
105		311,200	362,800				
106		311,500	363,200				
107		311,800	363,500				
108		312,100	363,800				
109		312,300	364,200				
110		312,600					
111		313,000					
112		313,300					
113		313,500					
114		313,700					
115		314,000					
116		314,400					
117		314,600					
118		314,800					
119		315,100					
120		315,400					
121		315,700					
122		315,900					
123		316,200					
124		316,500					
125		316,800					
再任用職員	227,800						

別表第2（第5条関係）

級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	(1) 事務補及び技術補の職務 (2) 主事補及び技師補の職務
2 級	(1) 主事及び技師の職務
3 級	(1) 主任の職務
4 級	(1) 係長(主査を含む。)の職務 (2) 相当の経験を有する主任の職務
5 級	(1) 課長補佐(課長補佐相当職を含む。)の職務
6 級	(1) 課長(課長相当職を含む。)の職務
7 級	(1) 部長(部長相当職を含む。)の職務

別表第3（第7条関係）

初任給基準表

試験	学歴免許	初任給の級及び号俸	備考
正規の試験	大学卒	1 級 2 5 号俸	正規の試験によらないときは、初任給基準表に定める初任給の4号俸下位の号俸にすることができる。
	短大卒	1 級 1 5 号俸	
	高校卒	1 級 5 号俸	

別表第4（第9条関係）

経験年数換算表

経歴の種類	職員の職務との関係	換算率	備考
官公庁等在職期間	職務の種類が類似しているもの	10割以下	
	その他のもの	8割以下	他の職員との均衡を著しく失う場合は、10割以下
民間等在職期間	直接関係があると認められるもの	10割以下	
	その他のもの	8割以下	
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間		10割以下	
その他の期間	教育、医療に関する職務等特殊の知識、技術又は経験を必要とする職務で、直接関係があると認められるもの	10割以下	
	技能・労務等の職務で関係があるもの	5割以下	他の職員との均衡を著しく失う場合は、8割以下
	その他のもの	2.5割以下	他の職員との均衡を著しく失う場合は、5割以下 職務で関係があるものについては、企業長が別に定める。

備考 職員の職務との関係欄の「技能・労務等の職務で関係があるもの」の区分の適用を受けるもののうち、直接関係があると認められるもののこの表の適用については、同区分に対応する換算率を8割以下（他の職員との均衡を著しく失う場合は、10割以下）とする。

別表第5（第9条関係）

級別資格基準表

試 験	学 歴 免許等	職 務 の 級					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
正規の試験	大学卒		3	4	別に定める		
		0	3	7			
	短大卒		5.5	4	別に定める		
		0	5.5	9.5			
	高校卒		8	4	別に定める		
		0	8	12			

備 考

- 1 本表の職務の級欄に掲げる上段の数字は、当該職務の級に決定されるための1級下位の職務の級における必要在級年数を示し、下段の数字は学歴免許等欄に掲げるそれぞれの学歴免許等の資格を有する者が当該職務の級に決定されるための必要経験年数を示す。
- 2 本表の学歴免許等欄の区分の適用については、第6条に定める区分によるものとする。
- 3 本表を適用する場合における職員の経験年数は、第6条の規定の適用にあたって用いたその者の学歴免許等の資格を取得した時以降の経験年数による。
- 4 前項の経験年数のうち、職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、経験年数換算表の定めるところにより、経験年数として換算することができる。
- 5 職員に適用される本表の学歴免許等欄の学歴等の資格に対して、修学年数調整表に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者の経験年数は、前2項の規定によるその者の経験年数に、その加える年数又は減ずる年数を加減した年数とする。

別表第6 (第12条関係)

昇格時号俸対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1
11	1	1	1	3	3	1
12	1	1	1	4	4	1
13	1	1	1	5	5	1
14	1	1	1	6	6	2
15	1	1	1	7	7	3
16	1	1	1	8	8	4
17	1	1	1	9	9	5
18	1	2	2	10	10	6
19	1	3	3	11	11	7
20	1	4	4	12	12	8
21	1	5	5	13	13	9
22	1	6	6	14	14	10
23	1	7	7	15	15	11
24	1	8	8	16	16	12
25	1	9	9	17	17	13
26	1	10	10	18	18	14
27	1	11	11	19	19	15
28	1	12	12	20	20	16
29	1	13	13	21	21	17
30	1	14	14	22	22	18
31	1	15	15	23	23	19
32	1	16	16	24	24	20
33	1	17	17	25	25	21
34	2	18	18	26	26	21
35	3	19	19	27	27	22
36	4	20	20	28	28	22
37	5	21	21	29	29	23
38	6	22	22	30	30	23
39	7	23	23	31	31	24
40	8	24	24	32	32	24
41	9	25	25	33	33	25
42	10	26	26	34	34	25
43	11	27	27	35	35	26

4 4	1 2	2 8	2 8	3 6	3 6	2 6
4 5	1 3	2 9	2 9	3 7	3 7	2 7
4 6	1 4	3 0	3 0	3 8	3 8	2 7
4 7	1 5	3 1	3 1	3 9	3 9	2 8
4 8	1 6	3 2	3 2	4 0	4 0	2 8
4 9	1 7	3 3	3 3	4 1	4 1	2 9
5 0	1 8	3 4	3 4	4 2	4 1	2 9
5 1	1 9	3 5	3 5	4 3	4 2	2 9
5 2	2 0	3 6	3 6	4 4	4 2	2 9
5 3	2 1	3 7	3 7	4 5	4 3	3 0
5 4	2 2	3 8	3 8	4 6	4 3	3 0
5 5	2 3	3 9	3 9	4 7	4 4	3 0
5 6	2 4	4 0	4 0	4 8	4 4	3 0
5 7	2 5	4 1	4 1	4 9	4 5	3 1
5 8	2 5	4 1	4 2	5 0	4 5	3 1
5 9	2 6	4 2	4 3	5 1	4 6	3 1
6 0	2 6	4 2	4 4	5 2	4 6	3 1
6 1	2 7	4 3	4 5	5 3	4 7	3 1
6 2	2 7	4 3	4 5	5 4	4 7	3 1
6 3	2 8	4 4	4 5	5 5	4 8	3 1
6 4	2 8	4 4	4 6	5 6	4 8	3 1
6 5	2 9	4 5	4 6	5 7	4 9	3 1
6 6	2 9	4 5	4 6	5 8	4 9	3 1
6 7	3 0	4 6	4 7	5 9	5 0	3 1
6 8	3 0	4 6	4 7	6 0	5 0	3 2
6 9	3 1	4 7	4 7	6 1	5 0	3 2
7 0	3 1	4 7	4 8	6 2	5 0	3 2
7 1	3 2	4 8	4 8	6 3	5 0	3 2
7 2	3 2	4 8	4 8	6 4	5 0	3 2
7 3	3 3	4 9	4 9	6 5	5 0	3 2
7 4	3 3	4 9	4 9	6 6	5 0	3 2
7 5	3 4	4 9	4 9	6 7	5 0	3 2
7 6	3 4	4 9	5 0	6 8	5 0	3 2
7 7	3 5	5 0	5 0	6 8	5 1	3 2
7 8	3 5	5 0	5 0	6 8	5 1	3 2
7 9	3 6	5 0	5 1	6 8	5 1	3 2
8 0	3 6	5 0	5 1	6 8	5 1	3 2
8 1	3 7	5 1	5 1	6 9	5 1	3 3
8 2	3 8	5 1	5 2	6 9	5 1	3 3
8 3	3 9	5 1	5 2	6 9	5 1	3 4
8 4	4 0	5 1	5 2	6 9	5 1	3 4
8 5	4 1	5 2	5 3	6 9	5 1	3 5
8 6	4 1	5 2	5 3	7 0	5 1	
8 7	4 2	5 2	5 3	7 0	5 1	
8 8	4 2	5 2	5 3	7 0	5 1	
8 9	4 3	5 3	5 4	7 1	5 2	
9 0	4 3	5 3	5 4	7 2	5 2	
9 1	4 4	5 3	5 4	7 3	5 2	
9 2	4 4	5 3	5 4	7 4	5 2	
9 3	4 5	5 3	5 5	7 5	5 3	

94		54	55		
95		54	55		
96		54	55		
97		54	55		
98		54	56		
99		55	56		
100		55	56		
101		55	56		
102		55	56		
103		55	57		
104		56	57		
105		56	57		
106		56	57		
107		56	57		
108		56	58		
109		56	58		
110		57	58		
111		57	58		
112		57	58		
113		57	59		
114		57			
115		57			
116		58			
117		58			
118		58			
119		58			
120		58			
121		58			
122		59			
123		59			
124		59			
125		59			

別表第7（第18条関係）

休職期間等調整換算表

該当条文	区 分	換 算 率
第18条 第2項 第1号	(1) 公務中の交通事故による場合	3分の3以下
	(2) 公務外の交通事故による場合	3分の3以下
	(3) 公務によらない傷い疾病による休職及び休暇の場合	3分の3以下
	(4) その他の事由による場合で企業長が特に認めた場合	3分の3以下
第18条 第2項 第2号	(1) 法第55条の2第1項ただし書の許可を受けた場合	3分の3以下
	(2) 刑事事件に関し、起訴され無罪の判決を受けた場合	3分の3以下
	(3) 第23条第5項第1号及び第2号イの規定による休職の場合	3分の3以下

